

NPO法人日本視覚障害者柔道連盟 危機管理マニュアル

対象範囲	<p>(1)自然災害 地震、風水害などの災害</p> <p>(2)事故 ①爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故 ②この法人の活動に起因する重大な事故 ③役職員にかかる重大な人身事故</p> <p>(3)インフルエンザ等の感染症</p> <p>(4)犯罪 ①建物の爆破、放火、誘拐、恐喝等並びに脅迫状の受領などの外部からの不法な攻撃 ②この法人の法令違反及びその摘発等を前提とした官公庁による立入検査、調査 ③内部者による背任、横領、体罰・暴力、パワーハラスメント・セクシャルハラスメント等の不祥事</p>
危機管理体制と責任者	<p>外部からの危機</p> <p>(1)外部からの危機による緊急事態に対しては、会長（不在の場合は専務理事）をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制を取る。</p> <p>(2)専務理事は、必要に応じて緊急事態対策室を設置し本マニュアルに定めることを基本として状況に応じて臨機応変に対応するものとする。</p> <p>内部からの危機（選手、役職員による犯罪行為、法令違反、コンプライアンス違反等の不祥事）。</p> <p>(1)上記のような不祥事については、その事案内容により本連盟規程に従って対処する。</p> <p>①本連盟の職員、選手による就業規則違反、犯罪行為 会長の権限により懲戒処分を行う。 就業規則、倫理・懲戒規程により処分する（弁明の機会を与える）。</p> <p>②本連盟の役員による不祥事 会長の判断により懲戒委員会により調査、処分する。</p>
発見者からの通報受付	<p>(1)事態の発生を認知した者は、速やかに事務局長または専務理事に対して通報する。</p> <p>(2)通報経路は原則として次の経路によって行うものとする。</p> <p>①情報認知者は、事務局長に対して通報する。</p> <p>②事務局長は専務理事及び会長に対して通報する。</p> <p>上記経路で直接の通報先が不在の場合や、極めて緊急の場合は、直接の通報先のみでなく、その先まで同時に通報するなど、臨機の措置を取る。</p> <p>※通報内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何が起こったのか ・いつ、どこで起こったのか ・誰が関係しているのか ・どのような状況か

<p>公的機関との 連携</p>	<p>(1)事務局長は緊急事態のうち、所管官公庁（東京都、JPC等）への届け出を必要とするものについては、正確に、かつ迅速に届け出る。</p> <p>(2)事務局長は、所管官公庁への届け出のないようについて、予め会長の承認を得なければならない。</p>
<p>安全確保 情報収集 事実確認 応急対応</p>	<p>役職員は、緊急事態に遭遇した場合において必要があるときは、上司の指示によらず 応急対応を講じるものとする。この場合、人命救助、安全確保を最優先とする。</p> <p>(1)自身、風水害等の自然災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人命救助を最優先とする ・必要に応じ官公署へ連絡する。 ・災害対策の強化を図る。 <p>(2)事故</p> <p>①爆発、火災、建物倒壊等の重大事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人命救助と環境破壊防止を最優先とする。 ・必要に応じて官公署へ連絡する。 ・事故の再発防止を図る。 <p>②本連盟の活動に起因する重大事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者の安全を最優先とする。 ・必要に応じ官公署へ連絡する。 ・事故の再発防止を図る。 <p>③役職員にかかる重大人身事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人命救助を最優先とする ・必要に応じ官公署へ連絡する。 ・事故の再発防止を図る。 <p>(3)インフルエンザ等の感染症</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人命救助と伝染防止を最優先とする。 ・必要に応じ官公署へ連絡する。 ・予防並びに再発防止を図る。 <p>(4)犯罪</p> <p>①建物の爆破、放火、誘拐、恐喝等並びに脅迫状の受領などの外部からの不法な攻撃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人命救助を最優先とする ・不当な要求に屈せず、警察と協力して対処する。 ・再発防止を図る。 <p>②本連盟の法令違反及びその摘発等を前提とした官公庁による立入調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事実を調査する。 ・再発防止を図る。 <p>③内部者による背任、横領等の犯罪および不祥事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事実を調査する。 ・必要に応じ官公署へ連絡する。 ・再発防止を図る。

<p>情報収集・報告 監視 対応方策策定</p>	<p>緊急事態に際しては以下の対応を実施する。対応の詳細は、別紙1に記載する。</p> <p>(1)情報の収集・確認・分析 (2)応急措置の決定・指示 (3)体内連絡のないよう、時期、方法の決定 (4)対策実施上の分担等の決定、及び対策実行の指示並びに実行の確認 (5)その他の必要事項の決定</p> <p>※なお、あらかじめ個別事象に関するガイドライン・マニュアルを定めている場合（自然災害時の合宿対応等）は、これらを基礎として対応を決定・実施する。ただし緊急事態においては、状況に応じて臨機応変に具体的対応方針を決定する。</p>
<p>内部連携と対応</p>	<p>緊急事態解決策を実施したときは、その直後の理事会で次の事項を報告する。</p> <p>①実施内容 ②実施に至る経緯 ③実施に要した費用 ④懲罰の有無及びあった場合はその内容 ⑤今後の対応方針</p>
<p>外部対応</p>	<p>(1)専務理事または事務局長が報道機関への対応を行う。 (2)事務局長が対外広報、対外連絡のないよう、時期、窓口、方法を決定する。 (3)報道機関からの取材の申入れがあった場合は、緊急事態の解決に支障を来さない範囲において取材に応じる。 (4)原則として、事務局長以外の役職員は、事務局長の承認を得た場合を除き、メディア等に情報を提供してはならない。</p>
<p>再発防止</p>	<p>(1)不祥事案件については、懲戒委員会にて不祥事の経緯を明らかにする事実調査、根本に迫った原因追及、厳格な責任者の処分及び実効的な再発防止策の提言を行う。 (2)特に会長が重要度が高いと判断した不祥事案件については、弁護士や会計士などの外部識者による第三者委員会を立ち上げ、事実関係の調査・分析による原因究明を行い、再発防止策を検討・提言し、会長に報告するものとする。</p>

附則

- このマニュアルは、令和2年度第2回総会（メール会議：審議期間令和2年11月30日から12月4日）において決定され、令和2年12月4日から施行する。
- このマニュアルの一部変更して令和4年9月8日より実施する。
変更点：再発防止策の(2)として第三者委員会の立ち上げを追記。

(別紙1)

(1) 情報の収集・確認・分析

情報の収集・確認・分析は以下について行う

- ・何がおこったか
- ・いつ、どこで起こったか
- ・誰が関係しているか
- ・どのような状況か
- ・どのような規模、広がりか
- ・通報内容は事実か

(2) 応急指示の決定・指示

人命安全確保を最優先して至急対応出来ることを決定する。

該当者に対応を指示する。

(3) 対外広報、対外連絡の内容、時期、窓口、方法の決定

事務局長が対外広報を担当する

(4) 体内連絡の内容、時期、方法の決定

事務局長の判断により緊急連絡網により連盟役職員に発生状況、対応策について連絡をする。地震に際しては緊急連絡網により役職員の安否確認を行う。

(5) 専務理事（あるいは事務局長）は対策実施上の分担等の決定および対策実行の指示

並びに実行の確認を行う。

以上

(別紙2) 警報発令時、災害時等における合宿対応について

日本視覚障害者柔道連盟

1 自宅を出発する前

◎中止となります。

6時の時点で、合宿を行う地域に以下の警報や警戒宣言が発表されている時は中止です。
「特別警報」「暴風警報」「津波警報」もしくは「地震予知情報・警戒宣言」が発表されている。

◎監督から中止の連絡をする場合があります。

以下の情報が発表されていて、危険や混乱を伴うことが予想される場合、合宿参加選手に連絡をします。

気象警報等（「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」等）

地震に関する情報（「地震調査情報」「地震注意情報」）

津波に関する情報（「津波注意報」）

2 合宿中

◎ 終了時刻や公共機関の運行状況を連絡します。

合宿中に「特別警報」「暴風警報」「津波警報」、または「地震予知情報・警戒宣言」が発表されて、危険や混乱のおそれがある場合は、合宿を中止します。

◎ 以下の情報が発表されて帰宅に危険や混乱を伴うことが予想される場合があります。

気象警報等（「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」等）

地震に関する情報（「地震調査情報」「地震注意情報」）

津波に関する情報（「津波注意報」）

公共機関の安全が確認でき、帰宅する場合は以下の方法で行います。

すぐに帰宅の準備をし、公共機関の安全を確認して帰宅します。公共機関が動かなくなった時は待機します。安全が確認できたら、公共機関で帰宅をします。

3 帰宅中

◎ 「特別警報」「暴風警報」「津波警報」、または「予知情報・警戒宣言」が発表された場合
公共機関の運行状況と安全を確認し、警報が解除されるまでその場に待機して下さい。

◎ 以下の情報が発表された場合は、対応方法を決定し、各家庭に連絡をします。

気象警報等（「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」等）

地震に関する情報（「地震調査情報」「地震注意情報」）

津波に関する情報（「津波注意報」）

* その他危険を感じたら無理をせず、個人の判断で合宿参加を見合わせて下さい。

緊急時の連絡方法

1 一斉配信グループラインによる連絡

監督からグループラインによって一斉連絡を行います。

2 災害伝言ダイヤルについて

大規模な災害が発生した際に、被災地域内やその他の地域の方々との間で「声の伝言板」の役割を果たすシステムで、被災地の方々が録音した安否情報などを、その他の地域の親戚や友人の方が聞くことができます。

※ 災害伝言ダイヤルの詳しい内容は、電話帳またはホームページで一度ご確認ください。

(1) 災害伝言ダイヤルの利用について

家族の安否などの情報を録音、伝言を聞くには、以下の番号にダイヤルし、流れる音声ガイダンスに従って行って下さい。

- ① 伝言を録音する場合 → 「171-1-自宅の電話番号（必ず市外局番号から）」
(録音時間は、30秒以内。最大20件まで録音可。保存期間は災害の状況により異なります。)
- ② 伝言を聞く場合 → 「171-2-自宅の電話番号（必ず市外局番号から）」